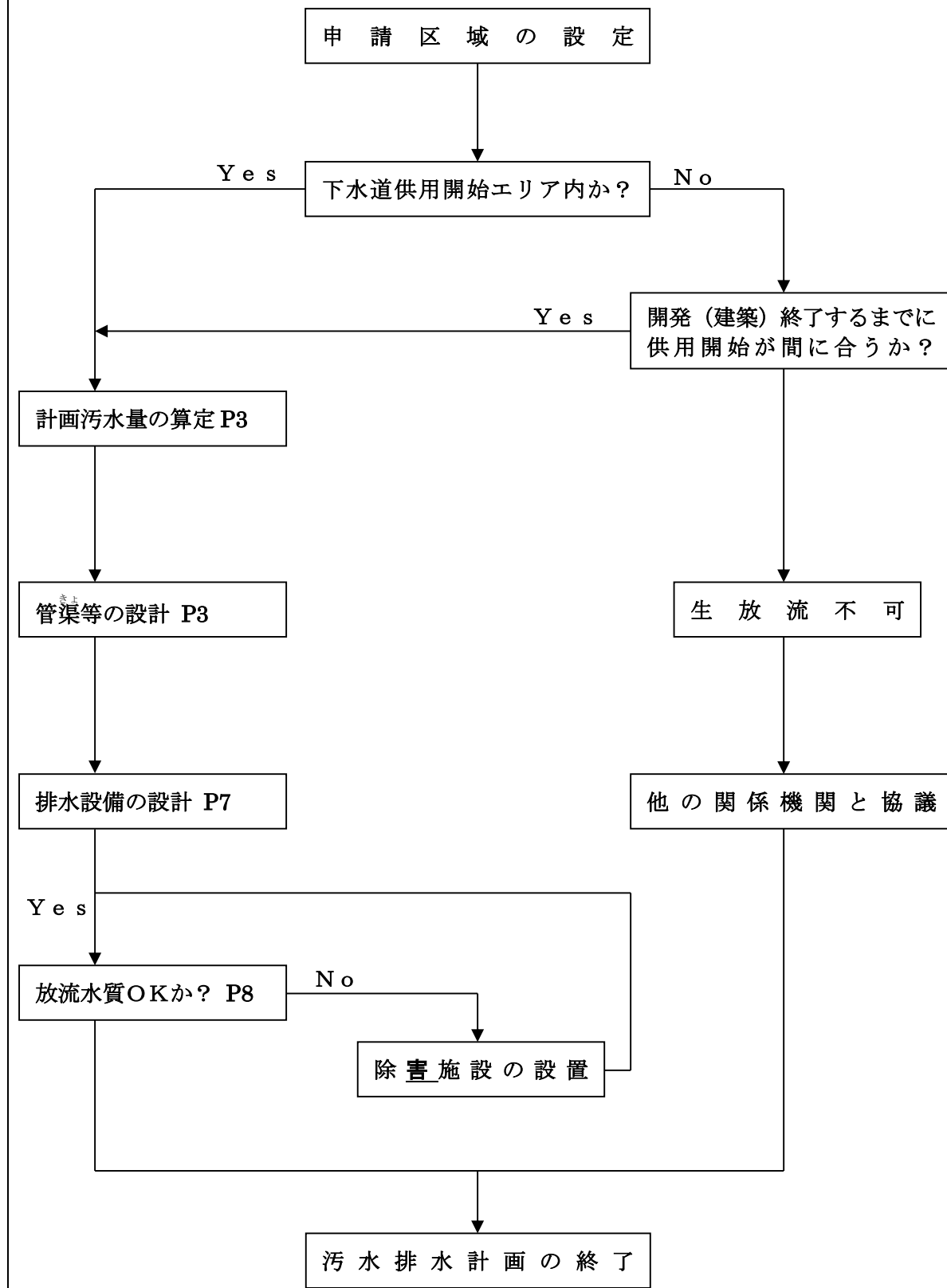


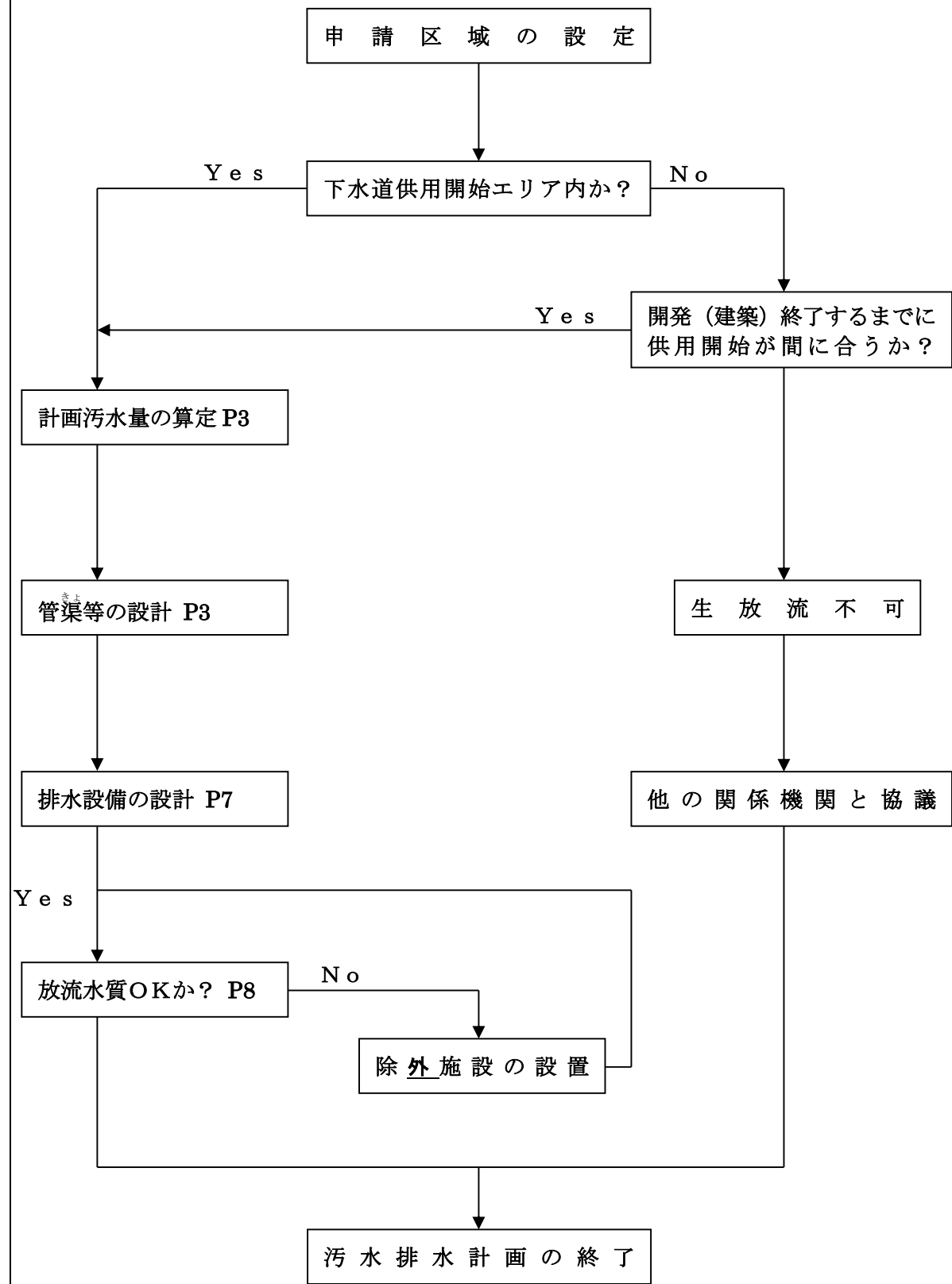
新旧対照表

改訂後	改訂前
目次	目次
1 から4まで 略	1 から4まで 略
5 汚水排水計画	5 汚水排水計画
(1) から(3)まで 略	(1) から(3)まで 略
(4) 取付管及び公共 ^{ます} 樹の設置基準 …………… 6	(4) 取付管及び公共 ^{ます} 樹の設置基準 …………… 5
(5) 排水設備 …………… 8	(5) 排水設備 …………… 7
(6) 略	(6) 略
(7) 道路占用 …………… 9	(7) 道路占用 …………… 8
6 事務手続 …………… 9	6 事務手続 …………… 8
7 申請等及び添付資料 …………… 11	7 申請等及び添付資料 …………… 10
8 基準の施工日 …………… 13	8 基準の施工日 …………… 12
様式 …………… 14	様式 …………… 13
参考資料	参考資料
表-1 建築物の用途別による尿尿浄化槽処理対象人員算定基準表 …………… 22	表-1 建築物の用途別による尿尿浄化槽処理対象人員算定基準表 …………… 21
表-2 排水基準項目 …………… 25	表-2 排水基準項目 …………… 24
図面集 …………… 26	図面集 …………… 25
語句説明 …………… 33	語句説明 …………… 31
1 略	1 略
2 略	2 略
3 略	3 略
4 汚水排水施設に関する基準	4 汚水排水施設に関する基準
<p>事業主は、汚水（雑排水を含む。）を下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に放流する場合は、当該公共下水道計画に基づき分流式で整備するものとする。</p> <p>また、本基準に記載のないものについては、下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会発行）に準じて計画するものとし、必要に応じて下水道管理者と協議の上で決定するものとする。なお、当該区域が<u>公共下水道事業計画区域内の場合は、公共下水道の整備について下水道管理者と協議するものとし、市の計画と整合を図るものとする。</u></p>	<p>事業主は、汚水（雑排水を含む。）を下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に放流する場合は、当該公共下水道計画に基づき分流式で整備するものとする。</p> <p>また、本基準に記載のないものについては、下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会発行）に準じて計画するものとし、必要に応じて下水道管理者と協議の上で決定するものとする。なお、当該区域<u>において市の公共下水道整備計画がある場合には、</u>市の計画と整合を図るものとする</p>
汚水排水計画のフロー	汚水排水計画のフロー

汚水排水計画のフロー



汚水排水計画のフロー



5 汚水排水計画

- (1) 及び (2) 略
(3) 管渠及びマンホールの設計基準

ア 管渠

(ア) 及び (イ) 略

(ウ) 管渠の流速は $V=0.6\text{m/sec}\sim 3.0\text{m/sec}$ とすること。**なお、塩ビ管 200 mmの勾配は、3.0%～45.0%で設計することを標準とする。**

V (流速) はクッター公式により求めるものとし、n (粗度係数) はヒューム管の場合は 0.013、塩ビ管の場合は 0.010 とする。

クッター式

$$V = \frac{23 + 1/\sqrt{n + 0.00155/i}}{1 + (23 + 0.00155/i) \times n/\sqrt{R}} \times \sqrt{R \times i}$$

n : 粗度係数 (0.013～0.010)

i : 勾配 (%)

R : 径深 (m) ; A/P

P : 流水の潤辺長 (m)

(エ) から (キ) まで 略

(ク) 土被りが 3.5m 以上の場合は、サービス管を設置すること。なお、サービス管の占用位置は本管の真上とし、土被りは最小とすること。

イ マンホール

(ア) マンホールは 1 号マンホール (内径 90cm) を標準とする。(図 2 参照)

(イ) から (エ) まで 略

(オ) 管渠の段差が 60 cm 以上の場合は、**スリムタイプ内副管**を設けること。**設置は原則として 1 つのマンホール (内径 90cm まで) につき 1 か所とし、2 か所以上設置する場合はマンホールの規格を 2 号マンホール以上又は外副管を採用すること。(図 7 参照)**

(カ) 及び (キ) 略

(ク) マンホール深が 5.0m 以上の場合は、**中間スラブを設置すること。なお、中間スラブと内副管の離隔は 30 cm 以上とすること。**

(ケ) マンホールの高さ調整は無収縮モルタルの使用を標準とし、調整幅が 5 cm 以上になる場合は、調整リングを使用すること。**なお、調整リングの最低厚は 10 cm 以上とすること。**

(コ) 割込みマンホールを設置する場合において、新設マンホールと既設マンホールの間隔が 3m 未満の場合は既設マンホールを撤去すること。なお、サービス管が設置されている場合は、本管も含めて接続すること。

5 汚水排水計画

- (1) 及び (2) 略
(3) 管渠及びマンホールの設計基準

ア 管渠

(ア) 及び (イ) 略

(ウ) 管渠の流速は $V=0.6\text{m/sec}\sim 3.0\text{m/sec}$ とすること。

V (流速) はクッター公式により求めるものとし、n (粗度係数) はヒューム管の場合は 0.013、塩ビ管の場合は 0.010 とする。

クッター式

$$V = \frac{23 + 1/\sqrt{n + 0.00155/i}}{1 + (23 + 0.00155/i) \times n/\sqrt{R}} \times \sqrt{R \times i}$$

n : 粗度係数 (0.013～0.010)

i : 勾配 (%)

R : 径深 (m) ; A/P

P : 流水の潤辺長 (m)

(エ) から (キ) まで 略

イ マンホール

(ア) マンホールは 1 号人孔 (内径 90cm) を標準とする。(図 2 参照)

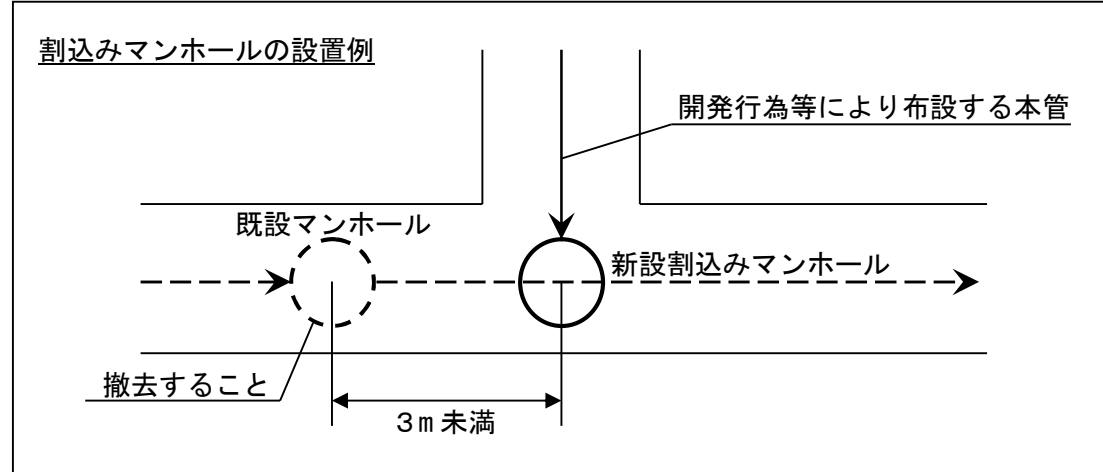
(イ) から (エ) まで 略

(オ) 管渠の段差が 60 cm 以上の場合は、**外副管**を設けること。**(図 2 参照) ただし、現場条件等により外副管の設置が難しい場合は、下水道管理者と協議の上、スリム内副管を使用すること。**

(カ) 及び (キ) 略

(ク) マンホール深が 3.0m 以上の場合は、**中間スラブの設置について、下水道管理者と協議すること。**

(ケ) マンホールの高さ調整は無収縮モルタルの使用を標準とし、調整幅が 5 cm 以上になる場合は、調整リングを使用する**ものとする。**



ウからオまで 略

(4) 取付管及び公共^{ます}樹の設計基準 (図4参照)

ア 取付管

(ア) から (キ) まで 略

(ク) 取付管同士の間隔は削孔芯から 1.0m 以上、**マンホール**又は本管の継手部分からは 50 cm 以上の離隔を確保すること。

(ケ) 取付管と他の埋設管により取付管の接続位置や離隔等において、**市長が必要と認めた場合は、取付管断面図を提出し下水道管理者と協議すること。なお、必要に応じて取付管の防護策を講じること。**

(コ) 取付管と本管の管径が同口径の場合は、原則として接続部に割込み**マンホール**を設けるものとする。

(サ) 略

(シ) 取付管を**マンホール**に直接接続する場合は、接続部に**可とう性継手を使用**し、接続に併せてインバートを改修すること。

(ス) 略

(セ) 既設取付管が不要となる場合は、道路陥没等の事故を防ぐため、直管部分を全て撤去するとともに支管部分で確実にキャップ止めすること。なお、既設取付管が直接**マンホール**接続していた場合は、接続部をコンクリートで防護し、併せてインバートを補修し、塞ぐこと。

イ 公共^{ます}樹

(ア) から (オ) まで 略

(カ) 公共^{ます}樹の深さが 1.5m を超え 2.0m 以下となる場合は、小口径マンホール (内径 300mm) 設

ウからオまで 略

(4) 取付管及び公共^{ます}樹の設計基準 (図4参照)

ア 取付管

(ア) から (キ) まで 略

(ク) 取付管同士の間隔は削孔芯から 1.0m 以上、**人孔**又は本管の継手部分からは 50 cm 以上の離隔を確保すること。

(ケ) 取付管と他の埋設管との離隔は **30 cm とすること。ただし、現場条件等により離隔の確保が難しい場合は、必要に応じて取付管の防護策を講じること。**

(コ) 取付管と本管の管径が同口径の場合は、原則として接続部に割込み**人孔**を設けるものとする。

(サ) 略

(シ) 取付管を**人孔**に直接接続する場合は、接続部を**コンクリートで防護するもの**とし、接続に併せてインバートを改修すること。

(ス) 略

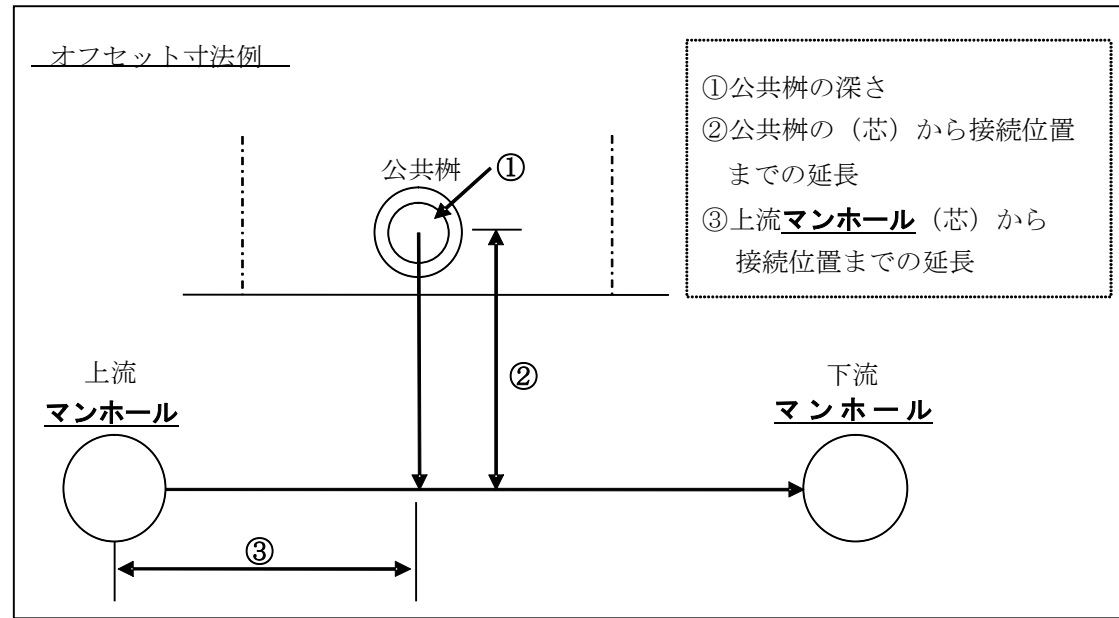
(セ) 既設取付管が不要となる場合は、道路陥没等の事故を防ぐため、直管部分を全て撤去するとともに支管部分で確実にキャップ止めすること。なお、既設取付管が直接**人孔**接続していた場合は、接続部をコンクリートで防護し、併せてインバートを補修し、塞ぐこと。

イ 公共^{ます}樹

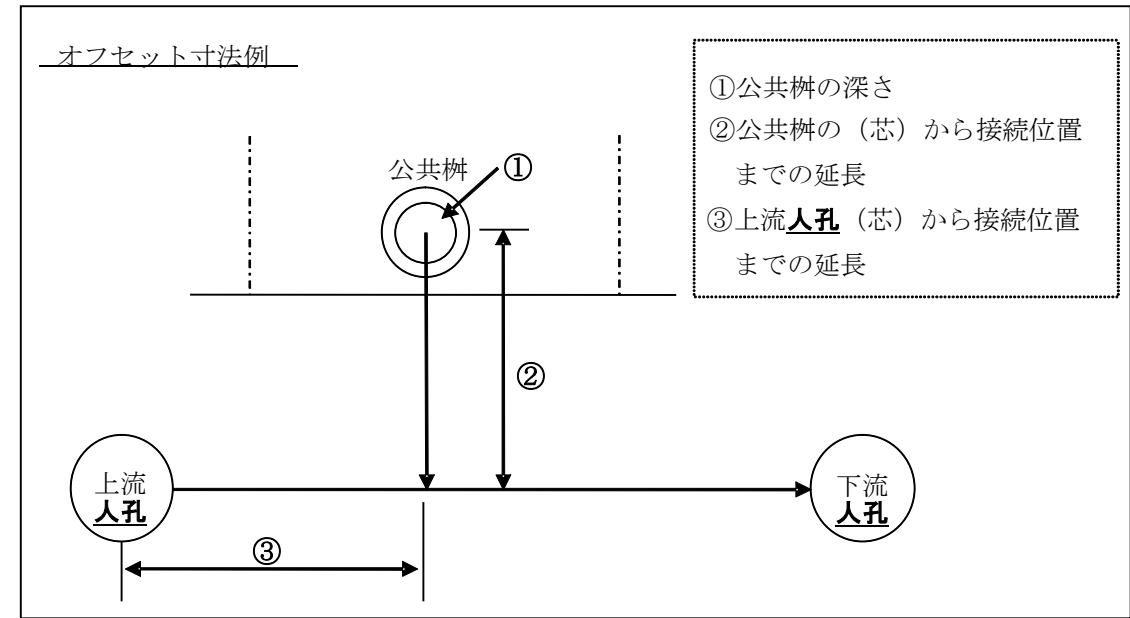
(ア) から (オ) まで 略

(カ) 公共^{ます}樹の深さが 1.5m を超え 2.0m 以下となる場合は、小口径マンホール (内径 300mm) 設

<p>置するものとし、深さが2.0m 以上の場合は、原則として1号マンホールを設置すること。</p> <p>(キ) 1号マンホールを設置する場合は、「(3) 管渠及びマンホールの設計基準 イ マンホール」と同様とする。</p> <p>(ク) から (コ) まで 略</p> <p>(5) 及び (6) 略</p> <p>(7) 道路占用</p> <p>ア 国県道等</p> <p>国県道等に下水道施設を布設する場合は、各道路管理者と事前に協議すること。また、道路占用申請許可等の手続きは下水道管理者を通じて行う必要があるため、各道路管理者が定める必要書類を「公共下水道接続承認申請書」の申請に併せて下水道管理者へ提出すること。</p> <p>※国道 356 号線の場合は、道路占用許可申請書 4 部、着手届 2 部、完了届 3 部を下水道管理者へ提出すること。</p> <p>イ及びウ 略</p>	<p>設置するものとし、深さが2.0m を超える場合は、原則として1号人孔を設置すること。</p> <p>(キ) 1号人孔を設置する場合は、「(3) 管渠及びマンホールの設計基準 イ マンホール」と同様とする。</p> <p>(ク) から (コ) まで 略</p> <p>(5) 及び (6) 略</p> <p>(7) 道路占用</p> <p>ア 国県道等</p> <p>国県道等に下水道施設を布設する場合は、各道路管理者と事前に協議すること。また、道路占用申請許可等の手続きは下水道管理者を通じて行う必要があるため、各道路管理者が定める必要書類を下水道管理者へ提出すること。</p> <p>イ及びウ 略</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>
<p>7 申請書等及び添付資料</p> <p>開発行為等に係る下水道施設の布設に関する申請書等及び添付資料は、次に掲げるものとする。なお、各申請書等には共通の添付資料として「位置図」を添付するものとする。</p> <p>(1) から (4) 略</p> <p>(5) 公共下水道工事完了届 (正 1 部提出)</p> <p>ア 承認を受けた下水道工事が完了した際は、工事完了後 7 日以内に次の資料を添えて、様式第 6 号による届出を行うこと。</p> <p>(ア) から (エ) 略</p>	<p>7 申請書等及び添付資料</p> <p>開発行為等に係る下水道施設の布設に関する申請書等及び添付資料は、次に掲げるものとする。なお、各申請書等には共通の添付資料として「位置図」を添付するものとする。</p> <p>(1) から (4) 略</p> <p>(5) 公共下水道工事完了届 (正 1 部提出)</p> <p>ア 承認を受けた下水道工事が完了した際は、工事完了後 7 日以内に次の資料を添えて、様式第 6 号による届出を行うこと。</p> <p>(ア) から (エ) 略</p>



イ 略
(6) 略



イ 略
(6) 略

8 基準の施行日 平成14年 4月 1日
改正 令和 元年11月13日
改正 令和 6年 4月 1日
(経過措置) この改正の施行の日前に受理した事前協議又は公共下水道接続申請書については、なお従前の例による。
改正 令和 7年 4月 1日
(経過措置) この改正の施行の日前に受理した事前協議又は公共下水道接続承認書についてはなお従前の例による。

8 基準の施行日 平成14年 4月 1日
改正 令和 元年11月13日
改正 令和 6年 4月 1日
(経過措置) この改正の施行の日前に受理した事前協議又は公共下水道接続申請書については、なお従前の例による。

様式 略

表 略

様式 略

表 略

図1 略

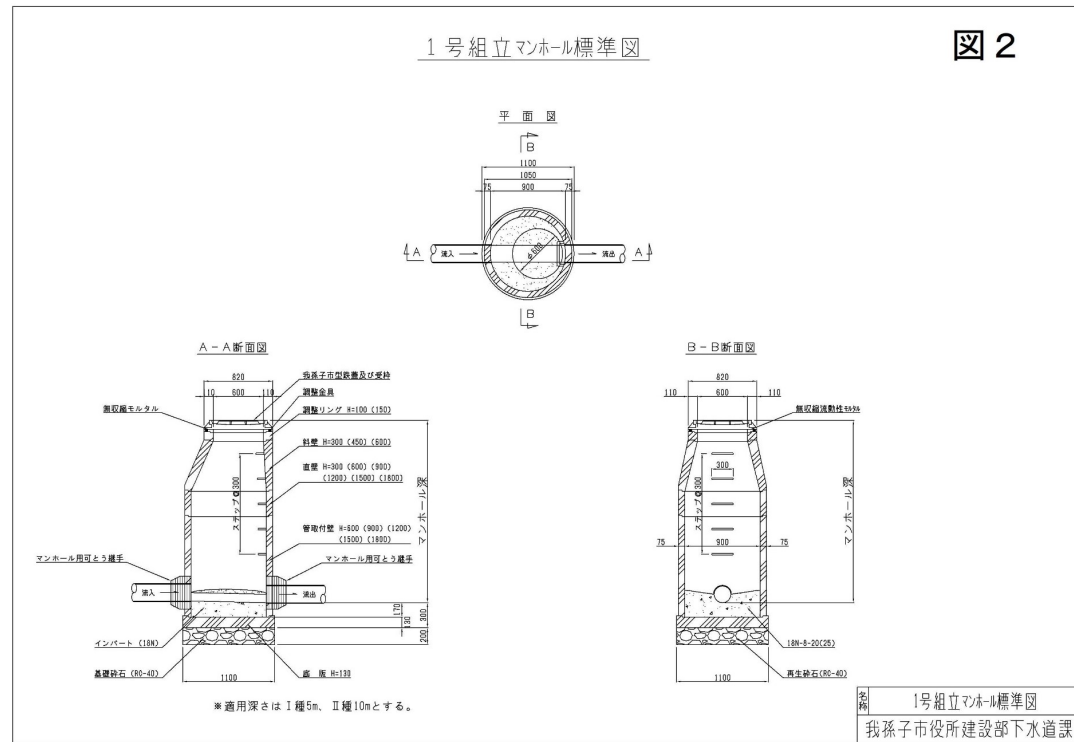


図1 略

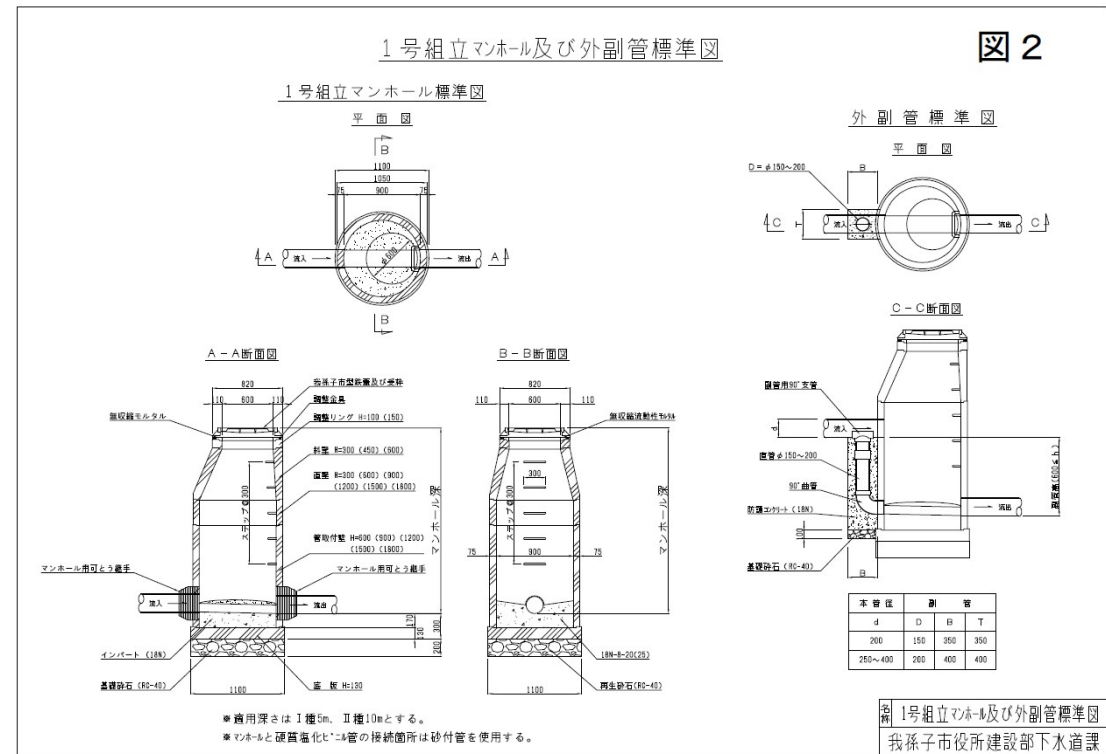


図3 略

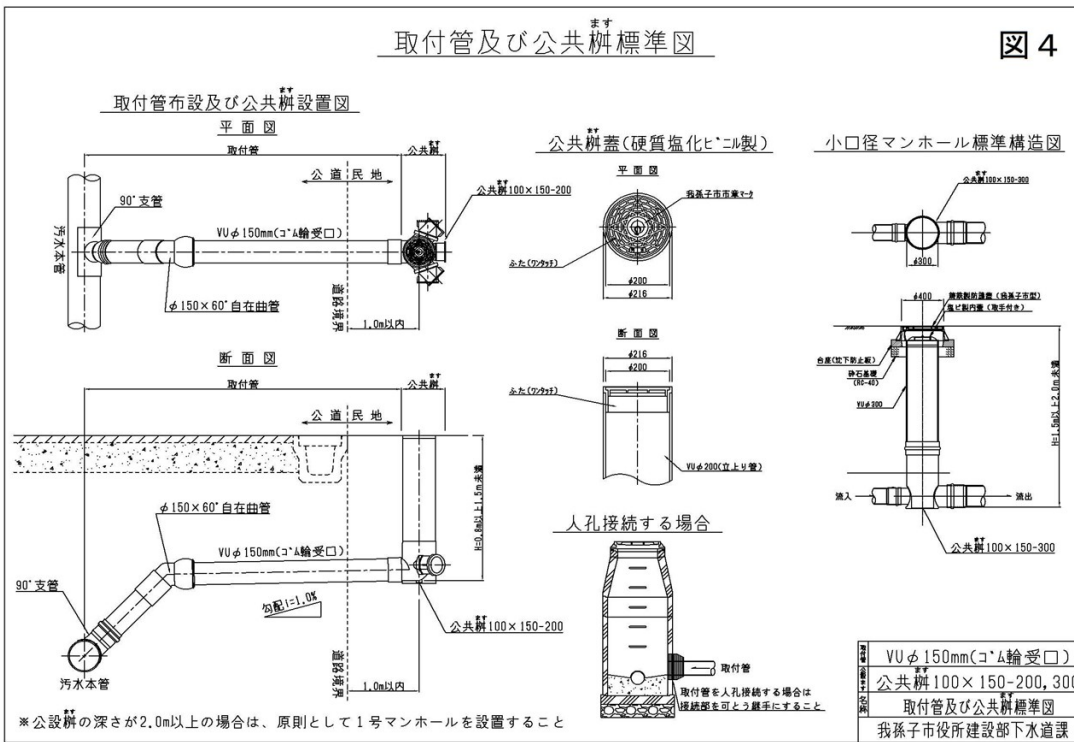


図3 略

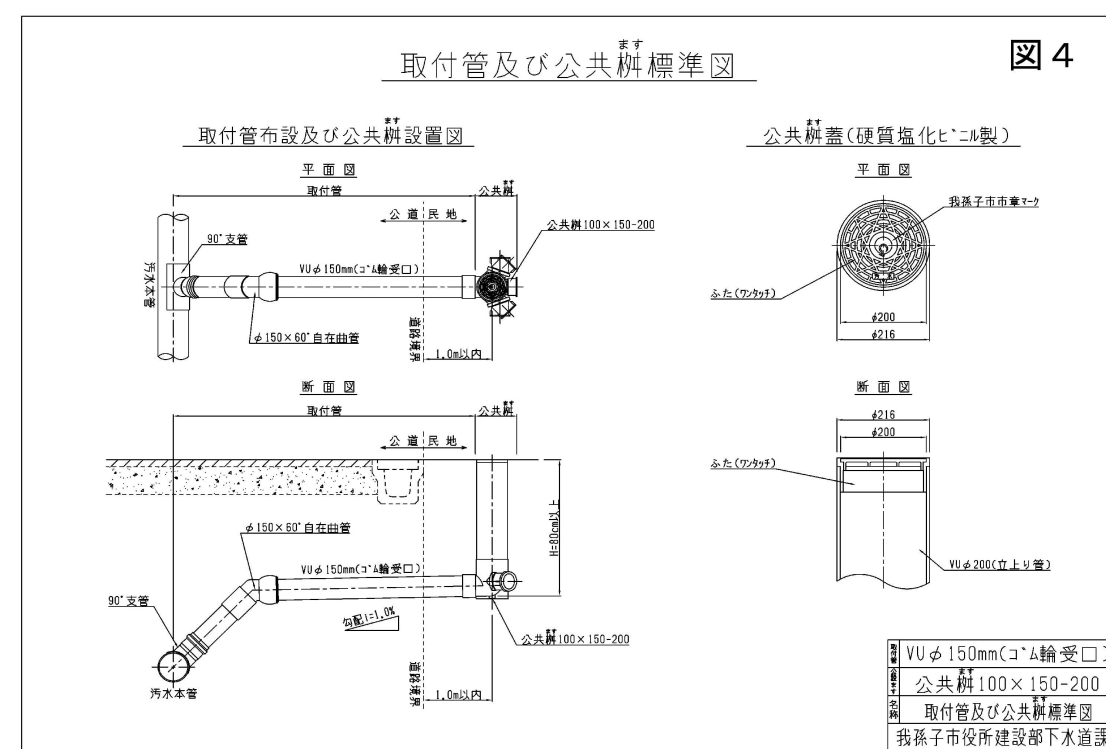
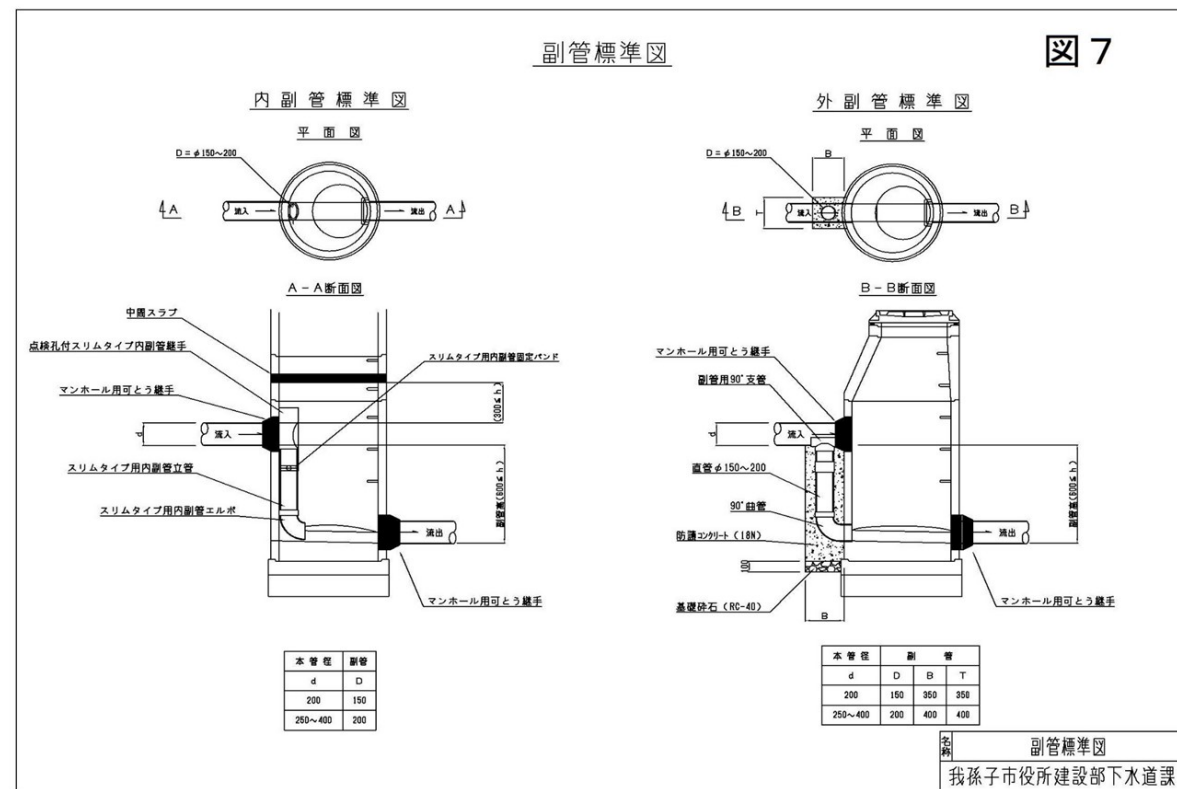


図5及び図6 略

図5及び図6 略

副管標準図

図7



語句説明

汚水……略
幹線……略
枝線……略

サービス管……土被りが深い本管に対して取付管を容易に接続するために本管より土被りの浅い位置に設置する下水道管をいう。

公共^溝以下略

語句説明

汚水……略
幹線……略
枝線……略

公共^溝以下略